

◎佐賀県条例第15号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(早出遅出勤務)</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第4項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小学校に就学している子を養育する職員であって、人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2～4 略</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(早出遅出勤務)</p> <p><b>第7条</b> 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第4項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u>に就学している子を養育する職員であって、人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2～4 略</p>

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項により準用される場合を含む。）の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項により準用される場合を含む。）の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

**第3条** 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、公設試験研究機関（法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。次条において同じ。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、公設試験研究機関（法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。次条において同じ。）の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第4条** 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p><b>第3条</b> 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(8)・(9) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p><b>第3条</b> 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(10)・(11) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正後の佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定は、平成28年度分の報告から適用する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。